

議案第45号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更の件

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更しようとするものであります。

平成29年9月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

平成29年6月1日付けて西胆振消防組合が処理をする事務の追加による名称の変更及び平成29年8月1日付けて江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、本規約の変更について協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現 行
別表第1	別表第1
一略	一略
士別地方消防事務組合	士別地方消防事務組合
<u>西胆振行政事務組合</u>	<u>西胆振消防組合</u>
安平・厚真行政事務組合	安平・厚真行政事務組合
一略	一略
桂沢水道企業団	桂沢水道企業団
<u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u>	<u>江差町ほか2町学校給食組合</u>
檜山広域行政組合	檜山広域行政組合
一略	一略
<u>附 則</u>	
<u>この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u>	